

議 長	副議長	局 長	次 長	係 長	係	合 議

このとおり作成の報告がありました。

## 第 2 回 議会改革推進特別委員会記録

平成 26 年 1 月 7 日 (火)

13 時 26 分～15 時 30 分

第 4 委員会室

- 【出席者】 江角委員長、平石副委員長  
足立委員、小川委員、森谷委員、野藤委員、飛野委員、岡本委員、  
佐々木委員、道下委員、西田委員、西村委員、牛尾昭委員
- 【議長団】 原田議長、澁谷副議長
- 【委員外議員】
- 【事務局】 三浦局長、小川書記、外浦書記

---

### 議 題

1. 議会改革の検討項目について  
添付資料のとおりです。ただし、新たな項目については、出されていない会派もあるので、出す会派は次回までに出してもらって、改めて協議することとなる。  
また、議運からの検討依頼事項について協議、検討し、本委員会の検討結果として議運に報告することとした。
2. その他  
視察について、4 月初旬でどうかとの提起があった。

○次回開催      1 月 28 日 (火)      13 時 30 分      第 4 委員会室

## 【議事の経過】

(開議 13時 26分)

江角委員長

少し時間が早いようですけれども始めさせていただきます。委員の皆様方には、改めましてあけましておめでとうございます。第2回目となりますが、委員の皆さん全員出席ですので、早速ですけれども議会改革推進特別委員会を開会します。今日、議題を大雑把な形で載せておりますけれども、意見を出していただくということでお願いをしておりましたが、特別委員会の設置目的なり私たち役割というものを確認しながら協議をお願いしたいと思いますが、まず冒頭に、森谷委員から委員長宛に、進行上障害にならないようにいたしますので許可をお願いいたしますということで、1つはカメラでの撮影、2つ目に録音、3つ目にスマートフォン等、4番目がペットボトルの持ち込みについて申請がなされており、許可をいただきたいということでもあります。そういうことでもありますけれども、今日、もう1枚の、これから検討いたします議会改革の検討項目(案)というのがございますけれども、その裏面のところの番号2番ですけれども、議会運営委員会から検討依頼を受けているものということで、この委員会に運営委員会のほうから依頼を受けております項目と同様でありますので、今日議題の中で、議論をしたいと思っておりますので、冒頭からの許可の依頼については大変申し訳ありませんがご容赦願いたいと思います。できるだけ今日議論を深めて方向付けができれば議会運営委員会のほうに答申をするということになりますので、よろしく願いたいと思います。それからまず先ほど言いましたように、この特別委員会の関係で言いますと、前期のところでも、議員定数を含めまして議会改革の特別委員会を設置しまして、大変多くの議論をしてまいりました。そこで新しい議会のほうに申し送りのある項目、先ほどの検討項目の案の中にも書いてありますけれどもそういった項目がございます。それからまったく議論はし始めたけども、議論が進まなかったもの、全く議論していないものなどがございますので、そういったものについて、取り上げてやるのかどうかということも含めまして役割としてはそれを検討していくのが、この特別委員会の役割の1つではないかと思っております。それから、もう1つは議会基本条例の中にも謳ってありますけれども、常に社会情勢に合わせて議会改革を推進すべしという条項を設けておりますので、新議会になりましたので、そういった項目について皆さんから出していただいて、さらに検討をし議会改革を進めていくということが2つ目の役割になろうかと思っております。それからあとは、議会運営委員会のほうから随時この特別委員会に依頼をされるようなことが出てくるかもわかりませんので、そういったことが主にこの特別委員会でこなしていくことになろうかと思っておりますのでよろしく願いたいと思います。

### 議題1 議会改革の検討項目について

まず議題の1に入りまして、議会改革の検討項目を見ていただきまして、この委員会で今後取り上げて議論をするものと、必要ないのではないかと

いうものを、皆さんの意見を伺いながら整理をしていただければと思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。順番とすれば、1番目の前議会から申し送りのあつたものについては、基本的に議論をしていかなければならないと思ひていますが、皆さんのほうから、これはこの特別委員会で議論しなくてもよいのではないかとひうような項目がありましたら、言ひていただければと思ひます。(1)の検討に着手したが結論が出なかつたものがありますが、いかがいたしましうか。

岡本委員

私はこの委員会は初めてでして、委員長が言われまうように、検討に着手したが結論が出なかつたもの等々の項目がありますから若干これに説明をやつていただくことができないものかお願ひしたいと思ひます。

江角委員長

○の通年議会の開催について申しまうと、その下に書いてあるような理由で開催を検討したらどうかという会派からの申出があつた中で議論はやりましかども執行部も含めた関係もあるし、もう少し議論を深めたほうがいいのではないかとひうことで、新たな議会で議論をしてほしい、しひて言へばこの特別委員会で議論をしてほしいといひうことです。あとは、政務活動費の関係はホームページには載せておりますけれども、議会だよりに載せるといひうことになるとう大変紙面を使うといひうことで、これは、議論をしたでしうか……。

小川次長

広報広聴委員会で検討をしていただこうといひうことで終わつていひうと思ひます。

(「紙面が限られていひうので」といひう声あり。)

江角委員長

まあ、そうしたことで、難しい面もあるんですが、却下せず載つていひうといひうことです。それから○の3つ目ですが、これはケーブルテレビなどを利用した情報公開、インターネットもそうですが、公開の原則といひうことで全てを活用して流したらどうかといひうことですけれども。これは新たにだされた中にも入つておりますので、これは検討していひうといひうことです。あとは広報関係、控え室、ホームページ、議会広報……。

小川次長

結論は出でおりません。

三浦局長

こひう項目はあるといひうことで、深くは議論されてません。常任委員会化の関係もあつたりしましか。そういひうのが、常任委員会化されれば詳しくそのあたり、加えられるといひうことで、話がされていひうます。

江角委員長

あと控え室の関係で、パソコンや机の設置とかですな。これもしつかり議論はしていません。初めの流れからすると広報広聴でやつてもらえるものは、していただひてもいいのではないかとひうと思ひます。議会だよりの充実などはまさに広報広聴委員会なんで、それを確認して我々の議論からは外してお願ひするといひうことになるらうかとひうと思ひます。そういつたよひうところだす。

岡本委員

わかりました。ありがとうございましか。

江角委員長

このホームページのことなど広報広聴では、まだ議論はされていひうないだすな。そのあたり明確にしなひうといひうけませんな。

小川次長

ホームページについてですが、市のホームページがリニューアルかけよひうとしていひうるので、それが出来てから広報広聴委員会でいひうろんな話がで

たらしいのではないかな、また広聴の部分で現在議長なんでもメールがありますが、それをホームページから直接意見が言えるような形に出来ればもっとやりやすい形になるのかなと思っていますが今からということですね。これについてはリニューアルが終わるまで待つただけたらと思います。

森谷委員

リニューアルが終わる前だからこそ、リニューアルに反映できるんじゃないでしょうか。

(「にわとりかたまごか」という声あり)

江角委員長

ここでたとえば、ホームページの関係と議会だよりの関係を広報広聴委員会にお願いすることになると、手続き上はどうなるんでしょうか。議運にもう一度お願いしないといけないんでしょうか。

小川次長

やり方とすれば議会改革推進特別委員会から議長宛に報告書を出して、議長が、広報広聴委員会で検討していただくように降ろしていただくようにするのがいいのかなと思います。今までも、結論は議長宛に報告書にまとめて報告をしてそこから議運に降ろしたり各委員会に降ろしたりしますので。

三浦局長

その結論を出していただければ、事務的な手続きで広報広聴の常任委員会に降ろさせていただきます。

江角委員長

今の2つは積極的に取り組んでもらうということを前提にして広報広聴に議長に返しそこから降ろしていただくということによろしいでしょうか。

岡本委員

もう一度確認させていただきますが、市議会のホームページの充実と議会だよりの充実ということですね。

牛尾昭委員

広報広聴の常任委員会化を初めてしたわけですが、当面議会報告会を中心に議会だよりを作っていくということが、当面の所管事務になっているんですが、今言われたようなことも、所管事務の中に加えていくというようなことでしょうか。

小川次長

この特別委員会ではそれをやっていただきたいということ・・・。

牛尾昭委員

やってほしいという申入れをしても、所管事務ですから、重たい部分ですからどこで決めるかことになりますね。そのあたりどうすればいいんでしょうか。新しい常任委員会ですから。

小川次長

イメージ的にはこの特別委員会からは検討していただくということで報告し、広報広聴に降りる、そうすると、広報広聴委員会の中でホームページの作成にまで広報広聴委員会が携わるべきかどうか含め、広報広聴委員会の中で話していただいて、そこまでは広報広聴委員会ではなく、事務局でやってもらおうとか、そのあたり決めていただけたらと思います。

牛尾昭委員

今の話ですと、議会のホームページを広報広聴でできないという議論になった時に、ホームページの中身について議論をするのは、この特別委員会ではないかと思っています。初めてで難しいんですが、ある程度ここで議論をして送るべきものは送ると。議論せずして広報広聴に送ればいいのではないかという例えば議会だよりの・・・などは送ればいいと思いますが、今のようケースはここでやはり議論をしながら送るべきだと思います。そう

ということが出てくるので、ある程度ここでやっていただいて、広報広聴に送らないと、何も無いままに広報広聴が受けてさあ初めての常任委員会では何をよりどころに議論をするかということです。先進的な事例があればいいけど、これから作っていくので。先進地の事例があれば判断材料とすれば。これは少しここでやっていただかないと、受けても厳しいのではないかと思います。そのあたり、委員長お願いします。ゼロから昇格したわけだからある程度ここでやってもらっておく必要が。

江角委員長

この議会だよりの充実はいいいと思います。このホームページの関係ケーブルテレビの関係含めて今意見がありました。どうでしょうか。一応ここで素案のようなものまで議論して、まる投げせずに素案を議論するという事にしましょうか。

岡本委員

私は牛尾委員が言われるとおり、広報広聴に振られても、それでなくても議会だよりを作るのにかなり力を入れていますので、大方どういう方向性があるのかということを示していただいて、細かいところを、見やすいとか、そういうふうな観点から広報広聴で検討していただきたいということであればしやすいのかなと思います。ここで、是非たいていただきたいと思います。

江角委員長

その他違った意見がありますでしょうか。

西田委員

ホームページの充実とか広報広聴委員会が積極的に関わるというだけの、ほわっとしたものですから、この検討項目にあがったというのは何であがったということですね。ホームページとかケーブルテレビを使ってもっとどこまで具体的な、どういうケーブルテレビとか、時間とか、ホームページにこういうものを載せたいとか、具体的なものを出した上で広報広聴にお願いしたらどうかと思います。

江角委員長

そういう意見が多いようです。下から2つめの議会だよりの充実というのは当然広報広聴委員会での任務でありますので、これはお願いすることとします。あとはここで一定のお願いをするまでのところを具体的に議論して方向性を出すということで取り扱いたいと思います。こういうことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり。)

あと、ここで議論するかしないか、取り扱うかどうかということで、お聞きしたいと思います。(2)で検討に着手していないものについてありますが、ここで取り扱わなくてもいいのではというところがあればご意見をいただければと思いますが。

牛尾昭委員

ここに羅列してあるものは、着手すべきだと思います。

江角委員長

前期の議会のところで、各会派から出していただいた項目のところで議論できていない部分ですので。他にご意見はありますか。この委員会で扱っていくということよろしいですか。

(「異議なし」という声あり。)

それではそういう方向でさせていただきます。それから裏面ですが(3)の具体的に検討を申し送られたものということで、IT化の推進、今日議論をしようということとも関係もありますが、これはきちんとここで取り

扱うことで確認させていただきます。それから2のところは今日冒頭言いました申し入れもあり、今日議論をすることとしておりますので、お願いします。3ですが、今日までに各会派のほうからこの特別委員会の中で検討していくべきものを提示して欲しいということでお願いしてきました関係で、ここに載せさせていただいておるものです。事務局と話もしたんですが、年末年始ということもあり、各会派の中で議論が十分できなかったということもあって、多くの会派から議論をして出されていないという現状もありますので、日程の設定についても反省もしておるところです。今日この委員会が終わるときに次の委員会の日程を決めたいと思いますが、次のところぐらいまでに、各会派でもう一度どういったことを検討すればいいのかということで、話し合っただけであればと思います。殆どのところが出ていないということですので、出たものだけをここに載せております。この点は、次出てきたところで新たなものについては、議論するかどうかは、検討させていただくことでよろしいでしょうか。

（「異議なし」という声あり。）

ではだいたい、この特別委員会で取り扱うところについては、項目については確認をさせていただいたということで、進めさせていただきます。他に何かこれまでのところで、ご意見はありますでしょうか。

（「なし」という声あり。）

事務局からありますか。

三浦局長

検討項目の大まかなところで、行うという方向性が出ましたので、あとは順番とかありますが、それについてはここで議論というのは難しいと思いますので、正副委員長と事務局で資料の関係もありますので、少し柔軟に順番の部分で正副と相談させていただきたいと思いますが。

江角委員長

今日のところでいち早く、議運のほうからの申し入れのものを今日議論することにしておりますが、今からこの今日取り上げた項目の順番ですが、これについては事務局長から話がありましたが、正副でも議論をしたいとは思いますが各委員の皆さんから早めにやったほうがいいのかというようなものがあれば言ってください。

牛尾昭委員

代表質問のあり方ですね。形骸化しているのではという指摘がある中で少し工夫が必要ではないかというふうに思います。具体的には議論をしていけばと思います。個人一般質問ですが流れがあって質問答弁で概ね1時間で行おうということで時間設定をしました。そうしたら執行部が質問時間を意図的に削るというふうに見受けられた時期があって、議員の質問時間30分を担保しようということで、今質問時間を30分としていますが、最近の例で言いますと、長い方は質問答弁で1時間30分くらいになる、質問数が多すぎて深く突っ込んで再質問ができないというような市民の方の指摘があるのでここは質問答弁の時間配分を含めて視聴者にとっても、市民にとっても、もう少し突っ込んだ議論をしてほしい、もっと絞って行って欲しいという意見があるので、当面3月議会があるので検討を急いでいただきたいと思います。

江角委員長

他にありますか。今言われたところで申しますと、3月議会からでも確認

できればということについては、抽出して次回以降早急に検討をして、確認していただければと思いますが。よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり。)

他にありますか。なければ今度案を示しますので、その時に順番についても意見をお願いします。

それでは、検討項目の関係については、取り上げるか取り上げないかということについてはおきたいと思います。次に議題の中で議運からの関係で、この点について、議論をここで言い方向が出せるものは、出していきたいと思います。ペットボトルの水分補給の関係、レコーダーの使用、議論を聞き返すためのもの、記録として残すためのカメラ、法令等を調べるためのタブレット、スマホ、一般質問での説明用ボードの使用ということです。1つ1つ議論する必要があると思います。ここに書いてある順で意見を伺います。ペットボトルの関係ですが、事務局に確認しますが議場も含めてでしょうか。

事務局

そうです。

岡本委員

創風会としては本会議場も委員会もだめでしょうという意見です。例を申し上げますと、本会議場でテレビ放映されている中で、執行部も含めて飲み物があるということそのものが、視聴者から見たときに如何なものかという、それが十分説明できるようなかたちになるのかという観点から、ある程度休憩もあるわけですから、体調管理をするなり、どうしてもという場合はその会場を抜けても良いことになっていますので、そういうところで、水分補給のためのペットボトルの持ち込みについては認めるべきではないということです。

江角委員長

創風会全体の意見でしょうか。

岡本委員

はい。そうです。

江角委員長

他に会派からあれば、また委員の皆さんからあればお願いします。

森谷委員

このことがあってから、テレビでよく見ているんですが、国連の本会議ではペットボトルは置いてありました。その他国会議員関係の委員会でも置いてありました。委員会のレベルで申しますとそもそも飲み物があつたということですね。それで経費削減という理由からアルバイトさんがいなくなつてということのようですから、飲み物という次元の検討の結果、取り払われたということでない。それと、私自足、足で歩いて聞いてきました。「何で禁止されているの」というところから「県の会議、全ての会議にペットボトルあらかじめあつたりするのに全然違和感感じないよ。」という風に言われているのですが、どこのへんでおかしいという意見が出ているのか私は不思議です。聞いた誰一人も言わなかったです。以上です。

江角委員長

ざっくりばらんに自由討議的に意見を言ってもらえばいいんですが、委員会と本会議で分けてという考え方もあるでしょうし。

佐々木委員

本会議場では一人の質問者が長く話す関係があつて代表質問では水がありますが、個人一般質問では無いと、これはどうかなということがあつたので、本会議場で何か話す場合には、やはり水は必要ではないかなということを感じていました。あと、森谷委員が言われたいろんな会

議でペットボトルが常識的になっているという範囲については、議会の関係の会合、本会議も含めてですがそれと一般の会合との分け隔てが、関連性があるのではないかということで、議会関係の会合については本会議、委員会についてはそういった飲み物がないけれども同じようなテーブルで行う他の会議については飲み物が用意してあるという感覚があると思うので、これは新たな感覚を用いるという意味でも検討したほうがいいのかなと感じております。よって本会議場で長く話す場合は水は必要ではないかなとは思いますが、委員会等については、新しい流れということで、検討の必要性があるのではないかと思います。

牛尾昭委員

事務局にお聞きします。本会議場でペットボトル等を置いている議会があるという事例はありますか。

小川次長

あります。

牛尾昭委員

どのくらいありますか。

小川次長

今見ているのは、1ヶ所です。それも夏場の暑い時に冷房の温度を上げて省エネを図るために温度が上がるので水分補給が必要ということで、ペットボトルの持込を可にしたのが京都の綾部市です。執行部も議員も可です。

(「議席にですか」という声あり)

佐々木委員

私はそういう考えではありませんので。

牛尾昭委員

皆さんのイメージがいろいろ違うと思います。本会議場、常任委員会が違うという人、一緒という人、ある程度本会議場におけるマナーというかそういうものと、常任委員会は違うというように分けて決めたほうがいいのか、それとも突っ込みでやったほうがいいのか、最初に決めて議論しないと、皆さんの視点が違うのに、意見が出るとまとまりがないように思います。個人的には本会議場には持ち込むべきではないと思います。余程の事情がない限り。休憩もありますし。ただ常任委員会は最近見ていると例えば外郭団体等の委員会には大体パックのお茶が出ていますね。そういう外郭団体の委員会というのも結構多いので、常任委員会あたりは、ただ自由なものを持ち込んで、ペットボトルにはいろいろあるわけですから。日本の伝統的なお茶のペットとか、ミネラルウォーターくらいなら別に問題はないでしょうが、様々なものを持ち込むというのはやはり、第三者が見たときにどうなのかということに危惧しますが、常任委員会はそういったペットボトル等を持ち込むのに問題はないのかなと思います。本会議場は違う空間なので一定のルールが必要だと思います。

森谷委員

それぞれの方の意見が全部 100 パーセント受け入れられるということでなくていいと思いますので、ステップがあると思いますし、今話す段階でどうこうという議論をしていると長くなるので、飲み物がいいかどうか、もしよかったら、それは統一するかとか、水にするかとか後に話しをすれば話が進みやすいと思います。

江角委員長

今 2 人の方から本会議場と委員会なり本会議場以外のところを分けて議論するということと、具体的な飲み物の種類とかではなく、飲み物についてという大枠で議論をすべきという意見がありましたが、そういう方向

で議論してよろしいでしょうか。

道下委員 本会議場の飲み物の件で、綾部市のことを言われましたが、常任委員会の例はどうでしょうか。

小川次長 そこまでは調べていません。ホームページで調べる限りでは、委員会については出ておりませんので。

森谷委員 今次長が言われるのは、1つを見つけたということですか。それとも2000くらい、全部調べたうえで、1つしかなかったということですか。

小川次長 たまたま、見つけたものです。

森谷委員 そうしますと、10か100かはわかりませんね。そのあたりはつきりしてほしかったですね。

江角委員長 本会議以外のところでの水分補給というところでの持込についてからお聞きします。常任委員会とか全協とか、特別委員会とかです。

森谷委員 繰り返すようですが、注意してテレビなどでいろんな委員会など見ますが、出てきますし、普通の会議でも当然出てきますので除く積極的な理由はないと思いますので、かまわないと思います。

江角委員長 この件は牛尾昭委員もいいのではというご意見でしたが。

牛尾昭委員 私は、水、お茶なら許容範囲ではないかということ。わけのわからないものが並んでいるというのは見栄えがよくないので、それは問題があると思います。

佐々木委員 私は先ほど議論すべきと申しましたが、あまり過度にならない程度の体調、健康面を考慮し、その範囲であればいいのではないかと思います。委員会についてです。

江角委員長 創風会のところは決められているので、柔軟にまた検討を。

飛野委員 お聞きしますが、全員協議会を想定した場合、執行部の方もおられます。そういう部分で、議員だけということでしょうか。行政側にも値するものであろうと思いますので、そのあたりどうなんでしょうか。少し感じました。

江角委員長 ここの項目は議会運営委員会から諮問を受けておりますので、もし一定の方向が出たら議会運営委員会にお返しして議会運営委員会の判断で先ほど言われたような執行部にもそうしたことを伝えながら、議会側だけということにはならないと思いますので。ここで、決定したからすぐとはならないので、またその時には意見を付してお返しすることになろうと思います。

西村委員 なにか、決まりとか書いたものがあるというものでなく、社会通念の問題であろうと思うので、個人的には、委員会のレベルではお茶、水程度のペットボトルの持ち込みは今の流れからするといいのではないかと思います。

西田委員 創風会の意見は出ていますが、個人的には議員の一人一人の意識の問題だと思います。どういう真剣な気持ちで委員会なり取り組むかということで、今までの流れからしても議会の中では真剣に議論するまで集中するわけですから、それでいままでやってきたわけ。それで私は飲み物の意識がなかったもので、これが当たり前とっていました。いろんな意見がある中で、委員会とかに許可しても、みんなが揃えるのかどうか、体調を

考慮して事前に委員長に届け出て、許可を得て水なり、お茶なりを持ち込むというのはいいと思います。個人的には持って入っても、執行部は無い中で、真剣に議論するとき、お茶を飲むことはできません。無くても全然問題はないと思いますが、その日の体調によってどうしても必要な方は委員長なりに許可を得て持ち込むというのが私の意見です。

江角委員長

創風会の皆さんもこのように具体的に分けての議論ではなくアバウトな議論ではないかと・・・。

岡本委員

いいえ、分けての話です。

江角委員長

他に、市民クラブはどうでしょうか。

小川委員

個人としては、体育系で我々の時代は水分を摂らなかった時代です。スポーツする間は。そういうことで慣れていきますので、初めての議会で、多分あると冷たいものを置くと、机が濡れたり、資料が濡れたりしてそれで、決められているのかなと思いました。ただ最近の時代の流れから言うと、水分を摂らないと熱中症の対策とかなると難しいのかなとも思います。ただ、テレビなど見ても準備されているものが統一されていけば見た目にもきれいかなと思います。そういうような時代の流れがあるのかなと思います。執行部の皆さんが遠慮して飲まないのに議員だけが飲むというのは形はよくないと思います。私は飲めません。

森谷委員

禁止するというのと、持ち込めるといふのと、飲まないといふのは違うと思います。私も飲みたいのですが、許可を得ても我慢してますとか、そういう意識もあると思うので、禁止しなければみんながざざざ・・・というのではなく、もう少しみんなを信頼されたらいいのではないのでしょうか。

江角委員長

今出されている意見によると、創風会の皆さんは、ほぼ決めてこられている経緯がありますので、ここで覆すということにはならないと思いますが、折衷案ではないですが、先ほど西田委員が出されました許可制にして、常識をわきまえてというようなものですが、そのあたりも含めて、どうしましょうか。

西田委員

執行部の方はいつもおられて、中には体調の悪い方もおられたりするでしょうが、そういう方は個人的に皆さんかばんの中に持っておられたりして、退場して飲まれたりというようなことでしょうか。

三浦局長

特に、執行部として統一した考えはありません。休憩中に自分の範疇で席に帰って水分補給するとか、ですから持って行くとか、ポケットに入れてとか殆どの方がされてないと思いますし、それを禁止してはあろません。ですが、議会の中での水分補給は委員会も含めて、議会で決められていることに遵守して動いておられます。

牛尾昭委員

議会改革でこのことをこれ以上議論することは無駄だと思いますので、委員長どこかで決められて、体調の悪い方は委員長の許可をとって飲むというところでおさめられたらどうでしょうか。一般論で言えば禁止して。どうしてもという方に限っては許可を得てということ。

森谷委員

一般で言えば許可で本人の理性というか公人としての常識に任せるといふのが大人の決め方だと思います。実際には執行部はそうされているでしょ。禁止じゃないでしょ。

三浦局長 執行部はともかく会議中は飲みませんが、休憩中に自席でペットボトルとかで水分補給はします。

江角委員長 今意見を出していただいておりますが、これらをふまえると、水分補給という意味合いで、例えば委員会であれば委員長、他の会議であればその長に許可を得て、補給を可能にするということでもとめたいと思いますが、どうでしょうか。ご意見はありますか。  
(「なし」という声あり。)  
創風会はどうですか。

岡本委員 どうも雰囲気としては。  
森谷委員 私は体調の悪い方というその限定のところを外してほしいですが。  
江角委員長 ですから水分補給ということでもいいと思います。よろしいですか。  
(「はい」という声あり。)

三浦局長 委員長、今は本会議を除けた部分ですが、本会議中は議長席と、代表質問席(演壇)には水分を置きます。先ほど話に出ておりました、一般質問席については、又次の観点で論議していただくということでよろしいですか。

江角委員長 続きで、今から本会議のところで議論したいと思います。佐々木委員から話がありましたが、議席というのではなく、質問席、一般質問のところですが、会派代表質問もそこに戻ってきますので、そういったところにはあつてしかるべきという意見でした。それも踏まえて本会議のところでもう少し意見をいただければと思います。森谷委員からの話、議運からの依頼は多分議席での飲み物も含まれていると思いますので、それらも含めてご意見をお願いします。

岡本委員 会派での話では、個人一般質問での水分補給についてはなんとかお願いしたいということです。佐々木委員のお考えに同調したいと思います。議席についてはなしです。

江角委員長 森谷委員は議席でもということですね。  
森谷委員 そうです。議席どうこうという意識ではなく、全ていいのではという考えです。国会の本会議なんかも議席には置いてないようですね。野次をとばす以外はお手本にしてもいいのではないのでしょうかね。ボードも普通にありますし、飲み物も発言する人のところには置いてありますしね。

江角委員長 提起されたご本人からもそのような意見でありますので、議席のところは外して、これも多分牛尾昭委員言われたようにどうしてもという場合は、議長に許可を得るといことでしょうが、基本的には一般質問席のところで水分補給ができるようなことについてはいいのではないかという意見がありましたが、こういうまとめ方でよろしいでしょうか。ただこれは誰が準備するのか、自分の持ち込みという判断なのかそのあたり、整理しないといけないと思いますが。

牛尾昭委員 事務局がいちいち準備するのは大変だろうし、それは質問者が水を置くというように細かいようだが、決めておいたほうがいいと思います。事務局に負担がかかりますよ。大変だと思います。

森谷委員 事務局が用意するという前提の話ですか。  
江角委員長 いいえ、そこも確認しておいておらないと、事務局が用意することに決

まったのかということになるので。個人的には、持込という判断で言いますと、一般質問の席に限っては、自分で用意するということが整理しやすいと思います。

小川次長

質問と質問の間に必ず休憩がありますから、休憩中に持ち込んで置いて置いていただいて、質問が終わったら持って出ていただくということならわかりやすいと思います。

(「紙コップなど用意が必要ですね。」という声あり)

西田委員

水で必ずコップを用意。必ずコップで飲むということですね。

牛尾昭委員

この議論はそうしてもいいということです。多分大方の議員はされなと思います。質問するとき水を1杯飲むと頭の中が吹っ飛びますよ。だから、これは例外だと思います。水を飲む余裕のある人はいないんじゃないでしょうか。そういうことができるという程度に留めておいたほうがいいと思います。

江角委員長

では、個人で準備をし、コップで飲める形でという確認でよろしいでしょうか。

平石副委員長

一般質問の場合はテレビに映りますので、メーカーがどうこうありますので、それはまた正副で話させてください。

江角委員長

出来ることを前提にしながら、やりたいと思いますが、これらは持帰って協議なくていいですか。ここで決めて議運にお返しするということがいいですね。意見はありますか。

(「なし」という声あり。)

それでは次にレコーダーの関係です。ご意見をお聞きします。

森谷委員

これは私から出したものですが、喋って1時間とか2時間とかなかなか覚えられないので、許可を得たものについてはICレコーダを車に挿して走っている間何回も聞いて漏れないようにしているんですが、禁止する理由がないのではないかというのが、私の意見です。本会議はテレビで映っていてテレビを録音しようと思えばできるわけですし。

江角委員長

検討項目にも出ていますが、全て公開原則としながら、録音なり、生中継なり、どんどん流していこうではないかという項目もあります。そういったことも踏まえてこの録音についても議論をして方向を早く出したいと思いますが今言われた禁止する理由が見当たらないという意見ですが。

牛尾昭委員

レコーダーは今まで禁止ということでしたが、原則どんな会議も公開というのを浜田市議会は謳っていますので、傍聴者も・・・であったとしたらレコーダもそこにあつてとしても不思議ではないのでレコーダのみ禁止というのは、開かれた議会であることに反しているのでは、認めるべきだと思います。ただ悪意に利用されることはないと思いますが、そういうことに、特にカメラ・写真などについてはそういうことに利用される恐れがあるので、そのあたりの議論はしたほうがいいと思います。レコーダについては問題はないと思います。悪用された事例があれば別ですが。

森谷委員

ここでどのように悪用されるかというのは、現実の問題をおいて、想像しないといけないので難しいと思います。どんどん許可して1回でも悪用されたらその時点で禁止するということがいいのではないのでしょうか。

岡本委員 会派で検討したことに基づいて発言させていただくわけですが、許可を  
 するということが全て拡大解釈であれもこれもいいよということになっ  
 てはまずいだろうというのが、大半の意見でした。それで個人的な意見を  
 言わせていただくと、2つあり、1つは議会事務局でデータを録っていま  
 すので、それを貰うことが可能であるということ。あとは自席で録るとい  
 うことです。そのあたりをどうするかということで、全てを許すというの  
 ではなく、何らかの形で押さえたいというのが会派の意向であります。

牛尾昭委員 レコーダーでの問題点としてですが、問題発言があつて訂正する場合が  
 ありますが、そうすると、レコーダーでの訂正はありませんので、誤った  
 発言がそのまま外に出た場合が考えられます。そのような場合カバーでき  
 ないというのが想定されます。

江角委員長 議会運営委員会からの検討の依頼の中でのレコーダーですが議論を聞き返すためとありますので、この限定で議論していただければと思います。

森谷委員 本会議でケーブルを流しておりますが、問題発言のときは編集されてい  
 るのですか。  
 （「はい」という声あり。）  
 そうですか。はい。

岡本委員 議論を聞き返すためという意味はどういう意味ですか。その場の議論を  
 聞きなおして確認するということですか。それとも、全体的に何らかの報  
 告書作ったりとかそういうための活用なんでしょうか。

森谷委員 そこまで突き詰めて考えてないんですが、私は何回も聞いて身につける  
 ようにしています。話しも1回聞いただけでは思い出せないんです。それ  
 でメモも聞くのがおろそかになりますし。私の生活習慣としては聞いてと  
 うことが常にあります。中にはそういったことがあるかも知りません。

岡本委員 これは今議員についての論議をしています。傍聴の方もおられます。  
 傍聴者がなにを持ってくるかというときに、レコーダーを持帰ったときの  
 話になるわけです。そうすると事務局が録音しているわけですから、それ  
 をもらうことで十分賄えると思いますが、どうですか。

森谷委員 そう思います。当然に事務局が録音したものを貰えるという認識はあり  
 ませんでした。

江角委員長 確認ですが、貰えるということではなく、事務局で聞かせてもらうとい  
 うことで、持って帰るということではできてないのではないのでしょうか。

小川次長 実際USBメモリに保存し、それをパソコンに落とせば出来ます。実際  
 にどうしてもという方には持って帰っていただいております。先日ありま  
 したが。

岡本委員 事務局から貰えるというのであれば、やはり傍聴者に対するルール作り  
 といおう観点からも行うべきではないと思います。

江角委員長 確認ですが、傍聴は認めているのではないですか。

小川次長 認めています。カメラも。

岡本委員 レコーダーもいいんですか。

小川次長 許可です。

森谷委員 私が思っていたのは、事務局の手を煩わすのがいけないのかなという認

識で自分で録音すべきと思っていました。それが差し支えないのなら、そうさせていただきたいと思います。

小川次長  
三浦局長

時間がかかりますが。ご了解いただければと思います。

議員がされる場合は、自身でされたほうが事務局は助かります。それだけの認識を持って議員が活用されるという歯止めが聞いているのなら。

岡本委員

我々がそうしておって部外者もいいでしょということがだめでしょうということが、私の考えです。事務局としてはそれがやれないというのなら、待っていただけるなら提供できるというのであれば、そうされるのがいいと思います。傍聴者がそういうことをされることは困るからそれをさせないために議員もレコーダーは出さないというのが私の考えです。

江角委員長

後の項目にも関連するんでしょうが、生中継で流すようなことになれば、全然問題のないようなことですが、今日の段階で議論していかないといけません。

小川次長

例としてですが、北海道の栗山町です。生中継をしているんですが、傍聴も議員も全部OKです。傍聴規程の中に持ち込みのカメラも、レコーダーも削除しているようです。公開しているから禁止する理由はないということ。

江角委員長

確かに本会議の議案質疑があつて、次の日に委員会付託があると、或いは本会議で質されたものは、どんなものだったかなということを知りたい場合という例はあるのはあるんですが、個人的な意見となってしまいます。

佐々木委員

事務局の方が心配されているのは、業務量が増えるし、責任があると。というようなことで、恐らくこの検討項目が挙がってきたのは個人の勉強のため、議員の資質向上のためということなんで、それを使って何かをやるというおとではないと思います。資質向上のためにこれを使うということで、いいのではないのでしょうか。事務局にとなれば大変な労力が必要となるのではないのでしょうか。

澁谷委員

確認しますが、以前私が担当しておりました、各派交渉会がフェイスブックに声が出ていたようなことがあったので、そういうことがないように、勉強ということだけのたがをお願いしたいと思います。

江角委員長

ここに書いてある議論を聞き返すためということで、確認をしてまさにそのためにということでしたと思いますが、これからはまさに生中継でもやっていこうとなると、ここで議論する余地はなくなりますが、それぐらいは認めてもいいのではないかというのが大半の意見のようですが、どうでしょうか。またもし先ほど澁谷委員からの話があったようなことがあれば、議会運営委員会などで、議論されるようなことになろうかと思しますので、規制をかけるという意味ではなくてあくまでも公開を原則とした立場で議論を聞き返すためのレコーダーの持ち込みは可とすることで、よろしいでしょうか。

(「異議なし」という声あり。)

それではここで休憩とします。再開は午前14時45分とします。

( 14:35 休憩 )

( 14:45 再開 )

それでは会議を再開します。記録として残すためのカメラの持ち込みということですがこれについて、ご意見をお願いします。

岡本委員

記録として残すということですが、このカメラをどういう使い方にするんだろうかというのが問題でして、議会がやる、委員会にしる、本会議にしる動いている最中にカメラを録るのかという話です。どういう録り方をされるのかお聞きしたいです。

森谷委員

深く考えていないんですが、議論が伯仲していない時にフラッシュをたかないで消去して。

岡本委員

そのものをどこに出されるんですか。判って聞かれているんですか。

森谷委員

もちろんフェイスブックもです。

岡本委員

それでそれを見た人が議会中なのにそれを写真とって議会中なのにそれを写真とって、ああ議会中でも生で写真を録れるのかと思うのか、写真を録る余裕があるのかという。要はいろいろ審議されている内容を真剣に考えてないんじゃないかという捉え方もあると思います。だからその使い方については、議論をしている最中にカメラを向けて録るというのは、不適格だと思います。ましてやそれを、状況として皆さんに判らしめるという形はよくないと思います。

森谷委員

まったく逆で私は判らしめるほうがいいと思っています。

江角委員長

ほかに、ご意見はありますか。

森谷委員

余裕があるのかということですが、皆さんの責任ではなく、私の責任になるわけですから、4年後に落選ということですから。かまいません。そういう問題だと思います。

牛尾昭委員

今本会議場で、一般質問の場合は自分が質問をしている姿を事務局に頼んで写してくださいと、そういった事例がありますよね。

事務局

頼まれればですが。

牛尾昭委員

また、今議会で顕著にあって、傍聴の方がしきりに写しておられたというのが印象にあります。やはり本会議場で、正直私も一瞬寝る時もありますし、そういう場面を傍聴席の方に撮られるというのはつらい部分がありますが、それは仕方のない、本会議場で寝てはいけないことは当たり前なんです。ですから傍聴席の方から撮られるのはやむを得ないと思いますが、議場にいる議員がカメラを持って写す必要があるかと思えます。ぴんとこないんです。森谷委員言われるようですが、議場の中で議場に座っている議員が、この場面を写すというのが何のためなのか、記録を残すというのが、何の記録なのか、よくわかりません。レコーダについてはいいと思いますが、カメラはわからないんです。従って、議場で自分でカメラを持参して撮る必要はないし、事務局に頼んで必要があれば撮ってもらえばいいと思います。その程度でいいんじゃないでしょうか。ですから、本会議場にカメラを持ち込む必要はないと思います。

江角委員長

事務局にお願いをして撮るとというのが、ひらば(平場)で確認したことではないような気がしますが、そういったことが確認できれば、それを踏まえて撮れるとなると話も違ってくるのかなと思います。

小川次長

一般質問個人を撮った事はないですね。広報に掲載のために撮ることはありますが。頼まれてこともないと思いますが。頼まれた方もおられんと思いますが。

(「私はこの前頼みましたよ。」という声あり。)

あ、そうですか。それは、頼まれれば事務局が撮るというのも、手間ではありますが、撮れないこともないです……。

森谷委員

私が意図していたのは、委員会のイメージで出しました。本会議の最中に私がカメラを撮るというのは、想定しておりませんでした。ので、議論がそちらの方向に行ってしまうので、私の意識として本会議で自分が撮るというのは想定しておりませんでした。

江角委員長

そういうことも踏まえて、本会議以外のところでというようではあります。例えばいろんな場면을想定して意見をお願いします。

西田委員

市民から我々は選ばれている者でいろんな議題に対して真剣に議論をしないといけないし、カメラで撮ったり客観的に物を見る眼というのは別の場面であって、我々は目の前にある事に真剣に執行部とやり取りを行う、そこに集中しないといけないと思います。それを客観的に見ようとするのが、別な意味では必要なんでしょうが、その場において、委員会とか会議中には私は必要はないと思います。真剣に集中しないといけないという気持ちが私にはあります。そういう面でカメラとか持ち込みは、別な方に、執行部なり事務局なりに記録をのこしてもらおう。自分たちは当事者ですから、そちらに集中するのが本当だと思います。

森谷委員

もっともだだと思います。私は私が撮る限り私は写らないので、本当は私も含めて雰囲気を知らせたいなというのがあります。それは誰にというのではなくて、距離が近まるという認識です。それから議論中真剣にということはもっともなんです。本会議でも後ろのほうで、むだ話が聞こえます。それはむなしいです。真剣にといわれますが、いろんなケースがあるので、そこまで我々神様ではないので少しゆるゆるの議論をしてもいいんじゃないでしょうか。私は事務局が撮っていただけのなら、カメラを渡して適当な時に撮っていただくというのが、いいと思います。私が撮りたいのではなく、雰囲気を知らせたいわけですから。

江角委員長

わかりました。要請をされた内容は本会議ではないということと、本人が皆さんを撮るということではなく、客観的に委員会なり場面を知らせたいということのようですので、そういったことを踏まえて、本会議ははずしたいと思います。それと、他の方にとっと貰うことが可能ならばそれでいいということです。事務局でまずそのことをし出しても、決まりごととしてではなく、まず労力として可能かどうかです。

小川次長

それはカメラを預かって、ここで撮ればいいわけですから、大丈夫です。

江角委員長

それでは、そのようなことも踏まえてまとめようと思いますが、意見をお願いします。

道下委員

やはりカメラを議員が持って写すというスタイルは論外だと思います。先ほど事務局が言われたので、お願いしたらやっていただけないことなんでしょうから、そういう方向でやってもらいたいなと思います。レコーダと

は別に。

野藤委員

写真というのは何か意図を持って撮るんですが、例えばたまたま後ろにそっくりかえった様子が撮られるという場合はどうかと思います。客観的な記録の写真なら全体を写す様なものならですがいいんですが、使い方が問題だと思います。レコーダーも使い方がいろいろあると思いますので、そのあたり危惧します。

江角委員長

その前提で、事務局で撮っていただけるということなので、そういったことで確認してよろしいですかということですので、ご意見をお願いします。

西村委員

私はその点に限って言うと、事務局はすべきでないと思います。私は議会としての広報広聴の役割として必要な場合はそういったことを事務局がすることはあったとしても、個人の依頼を受けてやることは、絶対にあってはいけないと思います。

佐々木委員

事務局からは本会議の写真は撮れますということですが、ずっとこれまではだめで、広報用、議会だより用の写真に限ってということで、個人的なものはだめと聞いておりましたので、非常に驚いているんですが、その流れでいくと、委員会も個人の1個人の議員のために撮るというのはどうかと思いますし、西村委員が言われたような例えば議会のホームページとか、議会広報に載せるための写真ということなら良いと思いますが、1個人の議員のための写真ならば難しいのではないかと、本会議の写真の自分の考えの流れからすると、そういうふうに感じております。写真については個人的なお願いで撮るということについては、難しいと思います。

江角委員長

2人の委員から個人的な依頼で事務局が撮るということについては如何なものかという意見がありました。どこの委員会も1枚程度は撮って皆さんにお配りする方法もあるかとは思いますが。それも踏まえて意見をお願いします。

牛尾昭委員

佐々木委員が言われましたが、そのとおりだと思います。行政視察でも事務局が記録写真を撮られますので、それと同じように各常任委員会でも何枚か撮って必要ならば分けてもらうということにすればいいのではないのでしょうか。その議会ごとに常任委員会である程度撮っていただいて、必要な場合分けてもらうという程度ならば問題ないような気がします。

江角委員長

森谷委員、そういうことで議論を進めてよろしいでしょうか。

森谷委員

想定していませんでしたが、すばらしい流れであって良いと思います。

江角委員長

それでは、これまでの意見を踏まえ事務局がそれぞれの委員会、特別委員会、本会議場はどうなるかわかりませんが。言われているのは委員会のところですので、そういったことで、冒頭かどこかで1枚撮っていただいた物を、議員が希望があればコピーして持帰るということ的前提でまとめたいと思いますが、如何でしょうか。ご意見はありますか。

(「なし」という声あり。)

それではそういうことで、まとめたいと思います。また過程で問題があれば、お互い調整するということです。次にタブレット・スマホの使用についてです。これは改革項目の中にも前回からの申し送りでもありますの

で、今日議論をするかどうかも踏まえてやりたいと思いますが。一応議運からの依頼でもありますので、議論をして一定程度の方向は出したいと思っています。これも勿論個人のもを持ち込むということですね。

森谷委員

私は個人の物として言いましたが、美郷町など議会に全部配っていますので、時代の流れはそうなのかなと思います。私の目的はスケジュール自体はそれに入れるようにしていますので、辞書代わりになるし、法令も見れるし、分厚い例規などを見るより、迷惑もかからないと思います。

江角委員長

そういった目的限定でということよろしいですか。

森谷委員

そうです。それで、ゲームをすとか、そういったことはありません。

江角委員長

皆さんからご意見をいただければと思います。他の項目のところで、少し議題がありますが、よろしく願います。

岡本委員

会派の話では、用途今のような資料等での使い方なら良いのですが、それ以外のものを懸念したわけで、そういったことで無いならば、私も持ち込みについては許可をいただいたこともありますので、個人の意見としては、純然たる資料として賛成です。ただ使用を拡大解釈されることで、撮影であったり、録音であったり、受け取り方によるんでしょうが、そういう使われ方がされないという条件で、されるようであれば、反対という会派の意見です。

牛尾昭委員

スマホがどうかということについて徹底して議論したほうが良いと思います。なぜならば傍聴の市民の中には他人の一般質問の中で暇なので、遊んでおられる議員がおられますという意見を言われた方もおられます。事の真偽は定かでないのですが、そういう風に受け取られる場面があったということは事実なんだろうと思いますので、これ限定して議論をするということは重すぎるので、先の議会改革の中で、徹底して議論をすべきと思います。今日は時間がないような気がします。

江角委員長

改革の検討項目、ペーパーレスの関係でもあります。言われるように時間をかけて議論してもいいのかなとは思いますが、意見があれば願います。

森谷委員

本会議のところは別として、委員会のところは今日決めていただければと思いますが、どうでしょうか。

江角委員長

岡本委員も言われましたが、各委員会でも委員長に許可を求めて、委員会で認めた経緯もありますが、それなら今でも当然できることではないかと思いますが、実際に許可なしでも良いのか。ただ全体的なことは議論をすると、委員会だけでも使用についてだけでもどうかということですので、これも含め意見をお願いします。

森谷委員

ゆるくする意味で、許可ではなくて申請、届出ということにならないでしょうか。

江角委員長

確認の度合いによっては委員会で皆さんに諮って確認をするというようなことになろうかと思いますが。

平石副委員長

今までもやってきた事例はあるわけですから、当然委員会中にゲームをするなど全然考えておりませんが、使っていながら非常に便利です。少しのことも調べればすぐ調べて納得できるわけです。だからそういった使い

方であれば問題はないと思います。

佐々木委員

私も法令とかこれまでの議事録など、委員会の議論の中でも重要なことでもあると思うので、むしろこれを使いこなせばそういったことも捗ると思います。申請でいくのか、許可でいくのか判りませんが、早いうちに導入を考えたほうがいいのではないかと思います。

江角委員長

流からすると今でも各委員会で委員長が皆さんに諮って認められれば、使っていただいておりますので、それはそれとして、確認したいのは、これをたえず委員会で使用が可能になるのか、するのかどうか、確認できれば、そこまで確認していただいて、後のもっと違う形での使用方法についてのところは、別のところで議論したらどうかと思います。どうでしょうか。ここで決めても、議運に返してそうならない場合もあるかもしれませんが。この会でどうするかです。

牛尾昭委員

持っている者は、みんなそんなことをするかもしれない、許可をとらずに。議論を進化するのにスマホが必要であれば。ただ常任委員会の中でどういう場面で使用するのか考えたとき、あまり使う場面はないと思いますが、ただ議論の進化を深めるためというのであれば、それに限ってOKをするしかないのではないのでしょうか。皆さんの良識を信じて。

江角委員長

皆さんどうでしょうか。やり始めて弊害がおこればそれは検討していけばいいと思いますが、そのような意見を踏まえて可能にすればと思いますが、どうでしょうか。

岡本委員

私も使うことで、委員長にお願いしたこともあります。ただ、牛尾委員から話があったように市民から見た時にどううつっているのか例えば、タブレット、スマホの大きさも関係しますが、実際の画面が見えるかどうかということから、今議会こういうことに挑戦をしますというような広報を踏まえて、ホームページとか、委員長の許可も併せて、皆さんに知っていただくということを諮っていただきたいと思います。

江角委員長

委員長の許可ということは今までにもそういう形でやってきており、慣例がありますので、それはそれとしていいのではないかと思います。通常、許可とか申請なしでも、持ち込み可能とするのか、それと先ほど言われた議運に返す時に、広報での標記を行い伝えることも踏まえたまとめ方でどうかと思います。

西田委員

議場もですか。

江角委員長

議場は次の項目、機会で議論したいと思います。当面委員会でのところ

西田委員

タブレット、スマホなど使うことでのメリットとデメリットなど情報交換をして、議会として積極的に使っていこうということなら、それも加えて議会改革で検討していけばいいと思います。

江角委員長

それは、その項目もありますので、そこで・・・今のまとめでいいでしょうか。意見はありませんか。

(「なし」という声あり。)

それでは、そういう形でまとめます。議運に返さないといけませんので、まとめたものを文章化なり、結論を作って皆さんに確認していただくと。

飛野委員 議運に返すとなると、議運でまた代わることはあるんですか。  
江角委員長 あります。  
飛野委員 それではその結果をお願いします。  
江角委員長 議運の開催日が未定ですね。  
小川次長 次回の議運開催予定は2月13日です。  
江角委員長 次の議運にまとめたものを返すものを見ていただいて、ということにさせていたいただきたいと思います。  
次に一般質問での説明用ボードの使用についてです。これについてご意見ををお願いします。

西田委員 12月議会の時に森谷委員から一般質問の前日にボードが提出されて、これについて議長団とも議論がありました。基本的には申し合わせでは、定められた日までに議長団に資料を提出し、議長団の許可が下りれば使用できるということがありますが、この度は、資料を出されたのが前日でありました。ですから、この時は認められないということとなりました。個人的に思うのは、折角作られた資料も、届出に間に合うように作られれば許可になるので、それはいいと思います。ただ細かい資料となると、ボードも小さく細かくなるとなかなか議場で示されても執行部が見えないし、議員もわかりません。そのあたり考えた資料作りをしていただきたいことが1つと、また決められた日までに出すのが、議会開会前の議運の前日ということも検討しないといけないと思います。

三浦局長 その点です。なかなか、1週間前の議運に質問の資料を作れるかといったタイムラグというのも論点ではないかと思います。中身も一緒に検討していただくのもいいのではないかと思います。2週間前に質問の内容もきちんと作ってないと資料もできないわけですから。

江角委員長 やらうと思えばそのあたり見直しはしないといけないと思いますし。そのあたり、可能とするかどうかをまず、検討していただいて。

牛尾昭委員 私は過去、ボードを使って職員給与のワタリの問題を題材的に扱って質問をした経験があります。その時に大分条件があり、売名行為のためにすべきでない。カメラにうつるようにはすべきでない。報道ではなく、執行部に見えるようにしなさいという条件のもと、畳一畳分のものを使ったことがあります。それ以降はいろいろご批判があったようで、そういうところまでいたらなかったわけですが、国会をみても判りやすいものと、そうでないものがあります。各自の能力によるんでしょうが、そういうものを導入する時期であると思いますし、視聴者にわかりやすい質問をするというのはいいことだと思います。ですから、今の縛りではなかなかそれになうようなボードを作るのは不可能だと思います。ですから、やるのであれば、変えるしかないかなと思います。ですから、今日の時間で、広い意味での問題提起と考えれば、議論をもう少し違う場面で行うべきだと思います。浜田市議会として導入すべきか、議論をすべきだと思います。

森谷委員 もし、ボードを禁止するとか、1週間前とか、議運の前日とか、規制している理由をご存知の方は説明していただけませんか。

西村委員 議運の前日というのは、はっきりと議運で審議できるからです。

森谷委員

そうではなくて、予め出すという趣旨です。何をチェックするのでしょうか。

(「内容とか、・・・わからないものが出るかもしれない・・・」という声あり。)

質問の内容はわからないわけですよ。

(「質問の通告がありますよね。」という声あり)

再質問以降は。そこまで、規制をかける必要はないと思いますし、国会は、やっているから、当然可能だと思うわけです。それで。あえて出したのは、申し合わせの中には、原則としてと記載がありました。例外に期待して出したんです。なぜ、規制するのか。メチャクチャなものを出せば、こちら自分に火の粉が降ってくるわけですから。信じてもらえないという感じです。私は。

江角委員長

質問を議長に通告して、それを不適切なものがあれば止められる場合がありますので、チェックがかかるというわけですが・・・

西田委員

この前の資料を見させていただきましたが、執行部に向けても見えないです。小さいから。またケーブルの視聴者にわかるようにするのか、そうでなくていいのか、そのあたりもですね。

森谷委員

ケーブルテレビとかあるとすれば、その場合は拡大すればいいと思います。でかいのはダメというアドバイスがありましたので、その程度の大きさでした。あらかじめ制限がわかればその制限一杯に作ることもできました。

江角委員長

資料配布についても、認められて許可が出れば配付できることとなっていますので、ボードが見えるかどうかもありますが、それは同じような資料を作って配れば大丈夫かと思います。そういう意味で言うと、ケーブルを意識したものになるのかなと思います。どうでしょうか。もう少し時間をかけて議論しましょうか。

佐々木委員

時間をかけて検討しないと、目的が何かはっきりしないと、それによってはボードの種類、大きさとか内容も変わってくるのでどういうものかいいのか悪いのか。時間を設けて議論したほうがいいと思います。

江角委員長

ということで、もう少し検討ということで、よろしいでしょうか。

(「はい」という声あり。)

それでは次回にさせていただきます。

それで確認できたものを先行して議運に返したいと思います。今日の予定は以上ですが、次の日程を決めて早急に議論をしたほうが良いものについては、次に整理・検討させていただいて、今日意見のありました会派代表質問のあり方、質問答弁のあり方、など次議論を深めたいと思います。日程ですが、各会派から出ておりませんので、会派としてまとまれば出していただければと思います。まず日程を決めて、その前までに出していただければこういった資料で整理できると思います。ご協力をお願いします。

(具体的な日程の協議)

三浦局長

3月議会に間に合わすようなものがあれば、1月中の議論がいいと思います。

江角委員長

1月28日(火)の午後13時30分から開催とします。それではその他ですが、何かありますか。

**議題2 その他**

西村委員

先ほどのホームページのリニューアルはいつですか。

小川次長

今年度中に変わるはずですが、市のホームページそのものが変わりますので。障害者にやさしい内容になるようです。

牛尾昭委員

この特別委員会でも、先進市があれば4月の早い時期に視察を行ったほうがいいと思います。他の常任委員会とも重ならないと思いますが、提案をさせていただきます。

原田議長

検討項目の順番ですが、答弁のあり方について、早く検討していただければと思います。というのが、ケーブルを見ておられる方が言われる中に再質問からは出来るだけ原稿を持たずにお互いするのがいいのではないかと、緊張感がないということです。ケーブルを見てお互いが原稿を持ってやっているということです。ですからそのあたり早く検討していただけたらと思います。

江角委員長

できるだけ次の議会までに、結果として間に合うかどうかは別として、議論をしたいと思います。他にありませんか。

(「なし」と言う声あり。)

それでは、以上をもちまして、第2回の議会改革推進特別委員会を終了します。お疲れさまでした。

(閉議 15時 30分)

浜田市議会委員会条例第65条第1項の規定により委員会記録を作成する。

議会改革推進特別委員会 委員長 江角 敏和

㊟